

補助人Q&A

前橋家庭裁判所

(平成28年1月)

目 次

補 助 人

(項 目)	(ページ)
Q1 補助人の仕事と証明方法	1
補助人に選任されましたが、補助人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、補助人であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。	
Q2 家庭裁判所との関係	2
補助人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。 補助人又は本人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいのでしょうか。	
Q3 補助人の責任	3
補助人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。	
Q4 補助人の最初の仕事(初回報告)(財産管理の代理権を付与されている場合)	4
財産管理についての代理権がある補助人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。	
Q5 補助人の仕事の進め方	5
同意権、代理権とは何ですか。また、補助人が、本人の行為に同意したり、代理権を行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。	
Q6 本人の収入・支出の計画(財産管理の代理権を付与されている場合)	8

本人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければなら
ないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

Q7 本人の収入・支出の管理(財産管理の代理権を付与されている場合) **9**

本人の財産管理で注意すべきことはどのようなことでしょうか。
また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

Q8 預貯金の管理の仕方(財産管理の代理権を付与されている場合) **10**

預貯金の取引について、代理権を付与されました。本人の預貯金
の管理については、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

Q9 本人の財産から支出できるもの(財産管理の代理権を付与されている場合) **11**

補助人に財産管理や支出に関する代理権が付与されています。被
補助人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがあり
ますか。

Q10 本人の財産の処分(財産管理の代理権を付与されている場合) **13**

本人の財産を処分する代理権が付与されています。本人
の財産を処分したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q11 本人の居住用不動産の処分(不動産処分の代理権を付与されている場合) **14**

本人の居住用不動産を処分する代理権が付与されています。本人の
居住用不動産を処分(売却, 賃貸, 賃貸借の解除, 抵当権の設定等)し
たいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q12 補助事務報告について(定期報告) **15**

家庭裁判所への補助事務報告は、どのようにしたらよいでしょうか。

Q13 本人と利益が相反する場合(臨時補助人の選任) **16**

補助人は、本人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、補助人が銀行からお金を借り入れるために本人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q14 補助人の報酬

17

補助人に報酬はないのでしょうか。

Q15 補助人の辞任

18

高齢や病気のため、補助人の仕事をするのが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

Q16 補助終了時等にしなければならないこと

19

本人が死亡したり、補助人を辞めたりしたときは、どうすればよいのでしょうか。

連絡先一覧

20



Q1 補助人の仕事と証明方法

補助人に選任されましたが、補助人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、補助人であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。

A 補助人は、本人の意思を尊重しながら、付与された同意権・代理権の範囲内で、本人の生活、療養看護及び財産に関する事務を行うことになります。補助人であることの証明は、東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課に申請し、登記事項証明書の交付を受けて、これを提示します（「連絡先一覧」を参照してください）。

補助人は、精神上の障害により判断能力が不十分になり、重要な財産行為等をするには援助が必要な場合がある方(本人)の援助をします。実際には、本人が自分でできることは自分で行いますが、申立てにより裁判所が定めた行為については、補助人が同意したり、代理権を行使したりします。

補助人となられた方は、同意権と代理権の意味や自分にどのような行為について同意権や代理権が付与されているのかをよく理解し、本人の意思を十分に尊重する一方、本人の利益にならない行為に対しては同意を与えないようにしたり、付与されている代理権を適正に行使するといったことが要求されます。そのため、その仕事の遂行に当たっては、補助の制度と自分に与えられた補助人としての仕事の重要性とその内容の十分な理解が不可欠となります。

なお、家庭裁判所の審判により同意を要すると定められた法律行為について、本人が補助人の同意を得ないで、契約などを行ってしまうことがあります。そのような場合、補助人は、その行為が本人にとって不利益であればこれを取り消し、不利益でないと考えられる場合にはこれを追認します。

また、補助人が家庭裁判所の審判で代理権を付与されている場合には、その代理権の範囲で、本人の代わりに法律行為をします。

Q2 家庭裁判所との関係

補助人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

補助人又は本人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 補助人になると、財産管理に関する代理権が付与されている場合は、財産目録等を作成して家庭裁判所又は補助監督人に提出しなければなりません。その後は、定期的に書面で報告していただきます。家庭裁判所に出向いて説明するように求められることもあります。

補助人又は本人が転居したり、氏名が変わったりした場合は、家庭裁判所に報告するとともに、東京法務局後見登録課に変更の登記申請をしなければなりません(「連絡先一覧」を参照してください。)

補助人は、補助の事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態や生活状況に配慮しなければなりません。

補助人の職務は、本人のために、審判により付与された同意権や代理権を行使することであり、本人の生活や財産に大きな影響を及ぼします。そのため、補助人は、必要に応じて、家庭裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、家庭裁判所や家庭裁判所から選任された補助監督人の監督を受けることになっています。これを補助監督といいます。なお、具体的に付与された同意権や代理権は、補助開始時の審判書に記載されます。

具体的には、家庭裁判所や補助監督人に対し、本人の治療や介護はどのようにされているか、その財産管理の現状はどのようなになっているかなど、権限の範囲で、定期的に書面で報告していただきます。また、必要に応じて、口頭による説明を求められることもあります。そのため、補助人は、日ごろから、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、財産管理の代理権を付与された場合には、金銭を支出したことを裏付ける資料等を残すなどして、家庭裁判所や補助監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります。

Q3 補助人の責任

補助人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

A 補助人に不正な行為、著しい不行跡その他補助の任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所が補助人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

- 1 「不正な行為」、「著しい不行跡」及び「その他補助の任務に適しない事由」について

補助人の解任事由である「不正な行為」とは、違法な行為又は社会的に見て非難されるべき行為をいいます。例えば、補助人が本人の財産を横領する行為等がこれに当たります。「著しい不行跡」とは、品行がはなはだしく悪いことをいいます。また、「その他補助の任務に適しない事由」とは、補助人の権限を濫用したり、不適当な方法で財産を管理したり、任務を怠った場合をいいます。家庭裁判所から補助事務の報告を求められたにもかかわらず、応じない場合も任務を怠った場合に該当します。

- 2 民事上の責任

補助人は、本人のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する義務を負っていますので、故意又は過失によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

- 3 刑事上の責任

補助人が本人の財産を横領した場合には、たとえ家族であったとしても業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

Q4 補助人の最初の仕事(初回報告)

財産管理についての代理権がある補助人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

A まず、補助人にどのような財産管理の代理権が付与されたかを確認してください。その上で、その代理権の範囲内で、本人の財産(不動産、預貯金、現金、株式、保険金等)、収入(給料、年金等)、支出、負債としてどのようなものがあるかなどを調査し年間の収支予定を立てた上で、財産目録及び年間収支予定表を作成して、指定された期間内に家庭裁判所又は補助監督人に提出してください。なお、本人の財産管理については、財産目録の家庭裁判所への提出が終わるまでは急迫の必要のある行為しかできませんので、御注意ください。

- 1 まず審判書でどのような財産管理の代理権が付与されたかを確認してください。補助人は、審判で定められた代理権の範囲内で、本人の資産を管理していくことになりますので、御留意ください。
- 2 次に補助人が本人の財産を適正に管理していくためには、付与された代理権の範囲内で、本人の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。
- 3 財産管理の代理権が付与された補助人は、「財産目録」及び「本人の年間収支予定表」に調査した結果を、不動産は全部事項証明書(登記簿謄本)、預貯金は通帳等、それぞれの資料に基づいて、正確に記入してください。

財産が多い場合や、その権利関係が複雑な場合には、独自の用紙を使って記載すべき内容を書いていただいてもかまいません。ただし、用紙の大きさはA4判としてください。パソコン等を利用して作成いただければ、今後の財産管理が容易になると思います。

なお、報告の際は、不動産の全部事項証明書(登記簿謄本、ただし権利関係に変動があった場合に限る。)、預貯金通帳や保険証券等のコピーなど、本人の財産に関する資料も、併せて家庭裁判所に提出してください(預貯金通帳や保険証券等は原本を確認させていただく場合もありますので、常に整理・保管しておいてください。)。

- 4 また、これまでは補助人以外の方が本人の財産を事実上管理していたという場合には、その方から速やかに本人の通帳、証書、資料等の引継ぎを受けてください。

Q5 補助人の仕事の進め方

同意権、代理権とは何ですか。また、補助人が、本人の行為に同意したり、代理権を行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A 補助人が行う同意権や代理権は、申立てにより審判で定められます。補助人としてできることは、審判で付与された同意権・代理権の範囲に限定されます。補助人は、本人が行おうとする行為について、その必要性や意向を聴取し、同意をするかしないかの判断をします。なお、補助人の同意がないまま本人がした行為については、取消しをするか、追認をするかを判断します。また、審判で付与された代理権がある行為については、本人に代わってこれを行います。

これらを行う際、補助人は、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活状況に十分配慮してください。

1 同意権について

(1) 同意権とは

本人は、補助人の同意を要すると家庭裁判所で定めた行為を行う時、あらかじめ補助人の同意を得る必要があります。この時、本人がしようとする行為について、補助人が同意するかどうかの判断をする権限を同意権といいます。

(2) 同意権の行使の仕方

本人の行為に同意する場合には、契約書等に本人が署名押印した後に、「上記行為(又は契約)に同意します。」などと記し、「本人〇〇〇〇補助人」として補助人が署名押印します。

本人が補助人の同意を得ないで補助人の同意を要すると定められた行為をした場合には、補助人はこれを取り消すことができますし、取り消さずに追認をする（この場合は取消権がなくなります。）こともできます。

取消権の行使は、補助人から相手方に対する意思表示により行いま

す。少なくとも、法律行為（契約など）を特定し、それを取り消す旨を表示することが必要です。（例えば、「本人〇〇と貴殿とが（△△年△△月△△日に）した□□の売買契約を取り消す。」で足りませんが、加えて問題の解決方法（精算のための示談を望むとか民事訴訟を提起するなど）を示すこともあります。なお、口頭でも取消しの効力は生じますが、争われたときの証拠として内容証明郵便で通知しておくことが望ましいでしょう。

また、契約等の相手方から、本人の行為を取り消すか追認するかの確答を求められた場合、以下のとおり、その行為を追認するか取り消すかいずれかに確定させることができます。

ア 相手方が、補助人に対し、1か月以上の期間を定めて追認するかどうかの確答を求めた場合に、補助人が確答しなければ、追認したものとみなされます（民法20条2項）。よって、契約は有効になります。

イ 相手方が、本人に対し、1か月以上の期間を定めて補助人の追認を得るように求めた場合に、本人がその期間内に追認を得たとの通知をしなかったときは、取り消したものとみなされます（民法20条4項）。よって、契約は初めから無効であったことになります。

ただ、本人が詐術を用いて契約などの法律行為をしたときは、その法律行為を取り消すことはできません（民法21条）。詐術とは、行為能力を制限されていないと相手方に誤信させる行為です。

2 代理権について

補助人が、審判で付与された特定の法律行為について、本人に代わって法律行為を行うことのできる権限を代理権といいます。

補助人が行う代理権は、申立てにより審判で付与されます。補助人として代理できる行為は、審判によって付与された代理権の範囲に限定されます。したがって、補助人に選任された人は、まず、審判書の謄本をよく読み、自分にどのような代理権が付与されているのか、よく確認してください。

3 同意権、代理権の追加・取消

新しい事柄について更に同意権や代理権が必要になった場合には、新たに審判が必要になります。したがって、補助人に対する同意権、代理権の付与の申立てをしてください。家庭裁判所は、本人の意見を聴いた上で、追加の必要性等を考慮して審判することになります。

補助人には、審判で定められた事項についてのみの同意権や代理権しか付与されていませんので、例えば遺産分割手続を行う代理権のみを有している補助人について、対象となった遺産分割手続が完了してしまったり、本人が同意を要する行為を行う可能性がなくなってしまうなど、これ以上補助人として代理権を行使したり、本人の法律行為に同意したりすることがなくなってしまう場合があります。

このように審判に定められた同意を要する行為や代理権を有する行為がすべて終わってしまったときは、そのままの状態を放置することなく、速やかに家庭裁判所に対し、付与された同意権、代理権の取消しの審判を申し立ててください。申立てが認められ、補助人に与えられていた同意権、代理権のすべてが取り消された場合には、家庭裁判所は職権で補助開始の審判を取り消すこととなり、これによって補助人としての職務も終了することになります。終了時には、裁判所に対して終了報告をしていただくことになります。この場合、補助開始の登記の抹消は家庭裁判所が行うこととなります。

Q6 本人の収入・支出の計画

本人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならない
そうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

A 年間の収入と支出の見込みを明らかにしてこれを対比し、本人が適切な療養看護を受けることができるように、中長期的展望に立って、できるだけ本人の利益になるように計画を立ててください。

補助人に選任されたら、まず本人の財産、負債、収入と支出を把握してください（Q4を参照してください。）。その上で、年金などの決まった収入、医療費や税金などの決まった支出を計上し、年間の計画を立ててください。収入の範囲内で療養看護費がまかなえるのか、又は収入より支出が多いため預貯金の取崩し等を考えなければならないのかを見極めてください。

「本人の年間収支予定表」を作成する場合には、まずお手元に年金額通知書や給与明細書、税金の納付書などを置いて、「1 本人の定期的な収入」、「2 本人の定期的な支出」の欄の各項目にしたがって、金額を記入してください。収入の合計欄と支出の合計欄を見比べてみると、収支が黒字になるのか赤字になるのかについてのおおよその見当がつきます。赤字が予想される場合は、今一度支出を見直し、どうしても赤字が避けられない場合は、預貯金の取崩し等について、特に慎重に予定を立ててください。

Q7 本人の収入・支出の管理

本人の財産管理で注意すべきことはどのようなことでしょうか。
また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

A 本人の収入・支出を、他人(補助人・親族等)のそれと区別して管理してください。
収入・支出はできる限り預貯金通帳に反映させるようにし、現金で管理している部分については、現金出納帳をつけるようにしてください。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

- 1 補助人に選任された方が、本人の親族である場合もありますが、補助人となった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。補助人や第三者の財産と 本人のそれとを混同しないようにしてください。ある財産が本人のものか補助人のものか明らかでないというときには、補助人の勝手な判断で、本人名義の財産を補助人名義に変更したりせず、その財産の管理方法について、家庭裁判所に相談してください。
- 2 収支については、なるべく預貯金通帳で管理することをおすすめします。口座振込などをできる限り利用し、収入と支出を預貯金通帳に反映するように心がけてください。その上で現金で管理している部分については、現金出納帳をつけてください。
- 3 現金出納帳は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等も提示していただくことがありますので、保管しておいてください（Q12を参照してください。）。

Q8 預貯金の管理の仕方

預貯金の取引について、代理権を付与されました。本人の預貯金の管理については、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

A 安全確実な種類の預貯金とし、預貯金の名義は本人名義か又は「甲山太郎（本人名）補助人乙山花子（補助人名）」という名義にしてください。

- 1 本人の財産管理は安全確実であることが基本です。元本保証のない投機的な運用（株式購入、投資信託、外貨預金など）は絶対に避けてください。現金は盗難や紛失のおそれがあるので、多額の現金を保有することは避け、必ず預貯金で保管するようにしてください。
- 2 定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、定期的な収支が一通の通帳によって把握できて便利です。預貯金の口座が多数にわたっていたり、預け替えが頻繁であったりすると、預貯金を管理していく上で、どうしても過誤が多くなります。また、補助事務報告の際、全預貯金の口座及びその残高を書面に記載していただいたり、全預貯金の通帳の写しを提出していただいたりする必要があります（Q12を参照してください。）ので、預貯金の口座が多数ありますと、資料作成に多大な労力を要することになります。
- 3 預貯金の名義は、補助人個人や第三者の名義にせず、①又は②の名義にしてください。

① 本人の名義

② 「甲山太郎 補助人 乙山花子」名義

（本人名）

（補助人名）

（補助人が管理する本人の預貯金であることを明確にするため）

このような名義で口座を開設するためには、金融機関から以下の書類の提出を求められる場合があります。

- ・ 各金融機関で用意している届出書
- ・ 成年後見に関する「登記事項証明書」

なお、金融機関によってはこのほかに書類の提出を求められることがありますので、詳しいことは各金融機関にお問い合わせください。

Q9 本人の財産から支出できるもの

補助人に財産管理や支出に関する代理権が付与されています。本人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

財産管理の代理権を付与されている場合

A 原則として、本人自身のための支出に限られます。そのため、本人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けたりすることは、たとえ税法上の優遇措置があったとしても、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。ただし、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費については、適正な範囲内で支出できますし、本人が負っている債務の弁済金、補助人がその職務を遂行するために必要な経費は支出できます。

1 本人の生活費

まず、本人自身の食費、被服費、医療費等、本人自身の生活に必要な費用については、本人の財産から支出することができます。

ただし、本人の収入・資産等に照らして相当と認められる範囲内という制約があります。その時点では本人に十分な資産があると思われる場合でも、将来収入が減ったり、思いもかけない支出が必要になったりすることも考えられます。したがって、補助人としては、本人の財産の総額、今後の収入の見込み、支出の必要性、金額等を十分検討し、中長期的な展望に立って、その支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

2 本人の被扶養者の生活費

本人に一定の収入や資産があり、収入がない配偶者や未成年の子がいる場合には、本人は、配偶者や子に対して扶養義務を負っていることになります。

そのため、配偶者や子の生活費について、適正な範囲内で本人の財産から支出することができます。適正な範囲の額については、上記の基準を参考にその必要性や相当性を判断してください。

3 本人の負っている債務の弁済

本人が第三者に対して債務を負っている場合には、補助人として当然本人の財産から弁済しなければなりません。

ただし、債務といっても、例えば本人が経済的に困っていた時期に身内から証書等も作らず受け取った金員など、贈与（もらったもの）なのか借入金（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨があいまいなものもあります。

したがって、債務について証書等が残っていない場合は、本人が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そういった事情がある場合には、弁済する前に家庭裁判所又は補助監督人に相談してください。

4 補助事務遂行のための経費

補助人がその職務を遂行するために必要な経費は、本人の財産から支出することができます。例えば、補助人が本人との面会や金融機関に行くための交通費、本人の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれに当たります。ただし、これらについても、支出の必要性、本人の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金に限られ、高額なタクシー代等については、特別の事情がない限り認められないことになりますから、注意してください。

5 その他

上記1から4まで以外であったとしても、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、親族や親しい友人の慶弔の際に支払う香典や祝儀等については、常識的な範囲内で本人の財産の中から支出してもよい場合があります。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりもいっそう慎重な判断が必要です。また、本人のために自宅を修理・改築したい、本人の送迎のために自動車を購入したいといった場合など、多額の支出が見込まれる場合は、家庭裁判所又は補助監督人に相談してください。

Q10 本人の財産の処分

本人の財産を処分する代理権が付与されています。本人の財産を処分したいのですが、どうすればよいでしょうか。

財産管理の代理権が付与されている場合

A 本人の財産を処分する必要がある場合は、補助人の責任で、本人に損害を与えないよう、処分の必要性、他の安全な方法の有無、本人の財産の額などを検討して、必要最小限の範囲で行ってください。

補助人は本人の財産を適正に管理する必要がありますので、財産を処分することはあまり望ましいこととはいえません。

しかしながら、種々の理由で、本人の財産を処分する必要性が生じることもあるでしょう。その場合は、補助人が、本人を代理して、本人の財産を処分することができます。補助人は、自己の責任において本人の財産を処分しますが、処分に当たっては、その必要性、より安全な他の方法の有無、本人の現在の財産額などを考慮して、本人に損害を与えないように注意する必要があります。万が一本人に損害が生じた場合には、補助人に賠償責任が生じる可能性があります（Q3を参照してください。）。したがって、重要な財産を処分する場合は、事前に、家庭裁判所又は補助監督人に相談してください。その場合、事情によっては、処分しようとしている財産や処分の内容等について、家庭裁判所等に資料等を提出していただく場合もあります。

なお、本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要ですので注意してください（Q11を参照してください。）。

Q11 本人の居住用不動産の処分

本人の居住用不動産を処分する代理権が付与されています。本人の居住用不動産を処分（売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定等）したいのですが，どうすればよいでしょうか。

不動産処分の代理権が付与されている場合

A 本人の居住用不動産を処分する必要がある場合は、事前に、家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。

本人の居住用不動産とは、本人が所有権又は賃借権等を有する居住するための建物又はその敷地をいいます。これには、本人が現に住居として使用している場合に限らず、本人が現在は病院や施設に入所したりしているために居住していないが、将来居住する可能性がある場合、又は、過去に居住したことがある場合なども含みます。

精神上的の障害を負っている本人にとって、居住環境が変われば、その心身や生活に重大な影響が生じることになります。そこで、これらの処分については、特に慎重を期すため、家庭裁判所の事前の許可を得なければならぬとされています。したがって、このような場合、補助人は、家庭裁判所に、居住用不動産の処分許可の申立てをしなければなりません。

「処分」には、売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定のほか、使用貸借，譲渡担保権・仮登記担保権の設定，取壊し等が含まれます。

なお、補助人が、家庭裁判所の許可を得ないで本人の居住用不動産を処分した場合は、その処分行為は無効になります。

Q12 補助事務報告について(定期報告)

家庭裁判所への補助事務報告は、どのようにしたらよいでしょうか。

- A** 毎年定められた報告期限までに、補助人は、補助事務報告書、財産目録及び資料を提出してください。家庭裁判所から書類提出を依頼する連絡書面等は送付しませんので、十分ご注意ください。なお、補助監督人が選任されている場合には、補助監督人の指示に従ってください。

補助監督（Q2を参照してください。）は、補助人に本人の生活状況と財産の管理状況を報告していただくことから始まります。

家庭裁判所は提出された報告書の内容を検討し、問題がなければ監督は終了しますが、場合によっては、資料の追加提出を求めたり、家庭裁判所までお越しいただくこともあります。

作成する書面、報告すべき内容及び添付資料は、「別冊 補助人Q&A～書式と記載例～」のとおりです。

Q13 本人と利益が相反する場合(臨時補助人の選任)

補助人は本人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、補助人が銀行からお金を借り入れるために本人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 補助人に遺産分割協議・抵当権設定についての同意権あるいは代理権が付与されているときは、家庭裁判所に「臨時補助人選任」の申立てをしなければなりません。これにより選任された臨時補助人が、今回のみ同意権又は代理権を行使します。ただし、すでに補助監督人が選任されている場合には、同人がこれを行いますので、臨時補助人選任の申立てをする必要はありません。

補助人は、審判で付与された範囲で財産行為に関する同意権、代理権があります。しかし、同意権、代理権があっても、補助人と本人の利益が相反する行為の場合（補助人と本人との間で利害対立が生じる場合）には、公正な同意権、代理権の行使を期待できないと考えられます。そこで、補助人はこれを行うことができず、本人の利益を保護するため、その行為についてのみ家庭裁判所の選任した臨時補助人が同意権、代理権を行使しなければならないことになっています。ただし、補助監督人が選任されている場合には、同人がこれらの行為を行うこととされていますので、臨時補助人は不要です。

上記質問にあるような、補助人と本人が共同相続人である場合の遺産分割や、補助人の債務を担保するために本人の不動産に抵当権を設定することは、補助人と本人の利益が相反する行為になりますから、臨時補助人が必要です。

もっとも、臨時補助人は選任されればどのような内容の行為でもできるというわけではなく、本人の利益のために行動していただきます（例えば、遺産分割の場合は、本人の取得分が法定相続分を下回らないようにするなど。）。

手続としては、補助人（又は利害関係人）から家庭裁判所に臨時補助人の選任を求める審判を申し立てていただくことになります。家庭裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮して、本人と利益が相反せず、本人のため公正に代理権を行使できる方を臨時補助人として選任します。

Q14 補助人の報酬

補助人に報酬はないのでしょうか。

A 申立てにより、家庭裁判所の審判で、本人の財産から報酬を受け取ることができます。

補助人は、その事務の内容に応じて、本人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、補助人から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただかなければなりません。家庭裁判所は、補助人として働いた期間、本人の財産の額や内容、補助人の行った事務の内容などを考慮して、補助人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。したがって、補助事務報告時、補助人辞任の時、補助終了の時など、一定の職務を行った後に請求していただくことになります。

補助人は、家庭裁判所から報酬を付与する旨の審判がされた後、認められた額だけを本人の財産から受け取ることができます。したがって、補助人は、このような手続を経ずに自らの判断で本人の財産から報酬を受け取ることとはできません。

Q15 補助人の辞任

高齢や病気のため、補助人の仕事をするのが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

A 正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て補助人を辞任することができます。

補助人は本人の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、本人の利益を害するおそれがあります。そこで、補助人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「正当な事由」があると認められる例としては、補助人の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により補助人としての職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。

また、補助人が辞任した場合には、ほかに補助人がいる場合を除いて、速やかに次の補助人を選ばなければなりません。そこで、辞任の申立てをした補助人は、遅滞なく補助人選任の申立てをしなければならないとされています。本人の保護に支障が生じないように、辞任許可の申立てと同時に補助人選任の申立てをしてください。

なお、補助人が破産手続開始の決定を受けたり、補助人、補助人の配偶者（妻・夫）、補助人の直系親族（父母・子・祖父母・孫など）が本人に対して訴訟を起こしたりした場合には、補助人を務めることができなくなりますので、必ず家庭裁判所に連絡してください。

Q16 補助終了時等にしなければならないこと

本人が死亡したり，補助人を辞めたりしたときは，どうすればよいでしょうか。

A 本人が死亡した場合には，本人死亡の事実を家庭裁判所に報告し，2か月以内に管理の計算をして，本人の相続人に対し，管理財産を引き継がなければなりません。また，補助人を辞めた場合には，任務が終了したときから2か月以内に管理の計算をして家庭裁判所に報告し，新しい補助人に対し，管理財産を引き継がなければなりません。

1 本人死亡の場合

(1) 本人死亡の場合には，補助自体が終了することになります。

まず，家庭裁判所に，死亡診断書のコピー又は除籍謄本を提出して，本人が死亡したことを報告してください。そして，死亡から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し，管理財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。補助人が本人の相続人でない場合には，裁判所に引継書を提出する必要があります。

(2) 本人死亡の場合には，補助人が，東京法務局後見登録課に補助終了登記の申請をしなければなりません。その方法や，必要書類などについては，東京法務局後見登録課にお問い合わせください（「連絡先一覧」を参照してください。）。

2 補助人の辞任・解任の場合

(1) 補助人を辞任したり，解任されたりした場合には，補助人としての任務は終了することになりますが，最後の仕事として，2か月以内に管理していた財産の収支を計算し，その現状を明らかにして家庭裁判所に報告し，管理していた財産を新しい補助人に引き継がなければなりません。

(2) 辞任の審判が効力を発生し，もしくは解任の審判が確定した後，家庭裁判所から東京法務局後見登録課に登記の嘱託をします。

連 絡 先 一 覧

裁 判 所

前橋家庭裁判所

〒371-8531 前橋市大手町3-1-34

TEL027-231-4275

前橋家庭裁判所高崎支部

〒370-8531 高崎市高松町26-2

TEL027-322-3622

前橋家庭裁判所太田支部

〒373-8531 太田市浜町17-5

TEL0276-45-7751

前橋家庭裁判所桐生支部

〒376-8531 桐生市相生町2-371-5

TEL0277-53-2391

前橋家庭裁判所沼田支部

〒378-0045 沼田市材木町甲150

TEL0278-22-2709

前橋家庭裁判所中之条出張所

〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町719-2

TEL0279-75-2138

法 務 局

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL03-5213-1360 (ダイヤルイン)

※ 郵送で申請できるのは、東京法務局だけです。

前橋地方法務局 戸籍課

〒371-8535 前橋市大手町2丁目3-1 前橋地方合同庁舎4階

TEL027-221-4420